

太田川森林計画区

国有林野の管理経営



恐羅漢細見峡自然休養林
細見谷国有林(廿日市市)

第4次 地域管理経営計画

第4次 地域管理経営計画

計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

近畿中国森林管理局

1 はじめに

国有林野事業では、全国に158ある森林計画区毎に、「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成25年度には、広島県の北部及び東部の広範囲に位置する太田川森林計画区において、「国有林野の管理経営に関する基本的事項」や「国有林野の維持及び保存に関する事項」、「国民の参加による森林の整備に関する事項」などについて、平成26年度を始期とする5年間の計画を策定しました。

以下に計画の概要を紹介します。

〈 策定する2つの計画 〉

①地域管理経営計画とは

森林管理局長が、農林水産大臣の定める国有林野の管理経営に関する基本的な計画に即して、流域を単位として定められた森林計画毎に、今後5年間を見通した管理経営の基本的事項を定める計画です。

②国有林野施業実施計画とは

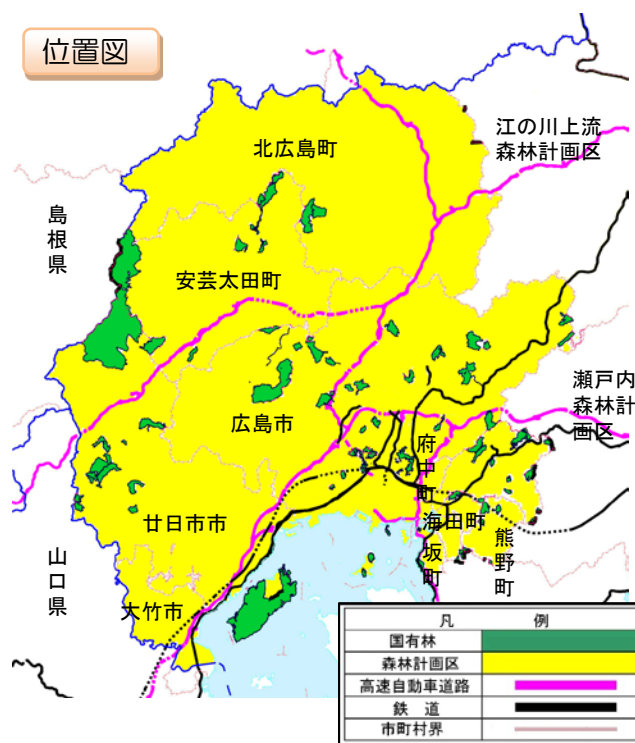
地域管理経営計画に即して、森林管理局長が、箇所別（林小班単位）に、今後5年間の伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量を定める計画です。

2 太田川森林計画区の特徴

太田川森林計画区は、広島県西部及び瀬戸内海島よ部と広範囲にわたって大小の団地が散在しており、国有林野面積は、13,990haです。

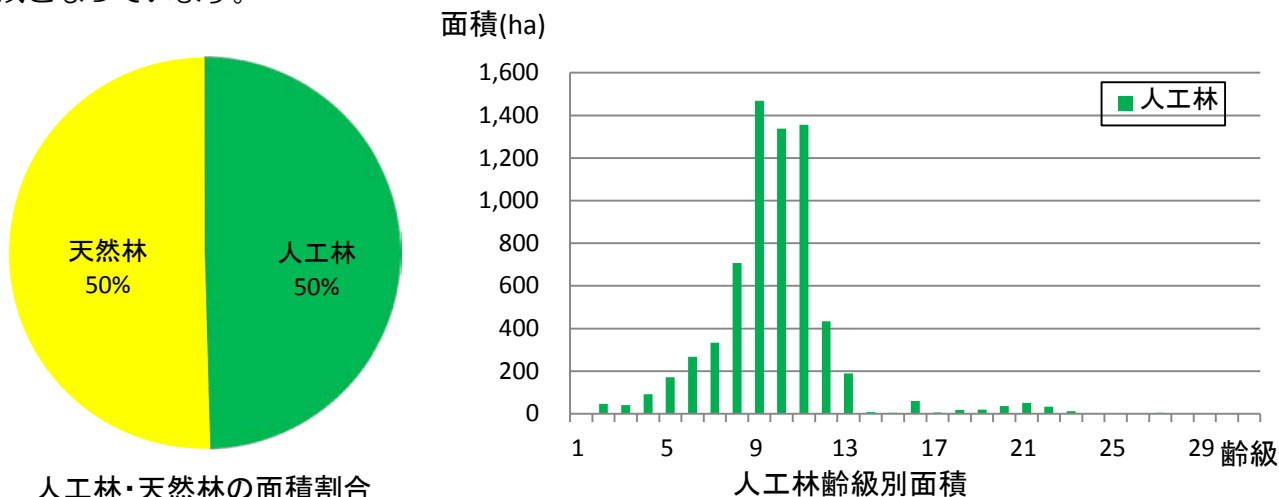
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は7%で、機能類型の多いものから、水源涵養タイプが47%、森林空間利用タイプが28%を占め、水源涵養や保健休養などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

位置図



森林の現況

○ 森林構成は、林地面積の50%がスギ、ヒノキを主体とする人工林で、半分が広葉樹を主体とする天然林となっています。なお、人工林の約84%が7～12齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。



注：年齢級とは、林木の年齢を5年をひとくりにしたもので、年齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以下、3年齢級、4年齢級と続く

3 計画策定のポイント

- ① 宮島国有林については、「世界文化遺産貢献の森林（もり）」として、その周辺全域を風致の保全等に配慮した管理を行うとともに、新たに保護林（宮島特定動物生息地保護林）を約1,066ha設定し、ミヤジマトンボの生息地の保護に努めます。
- ① 豊かな森林景観等を活かし、自然休養林、自然観察教育林、風景林といったレクリエーションの森を引き続き設定し、広く国民の利用に提供します。
- ② 生物多様性の保全上重要な役割を担う溪畔周辺について、上流から下流までの植生の連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めるため、恵下谷国有林において溪畔保全プロジェクト林（7.53ha、延長1,600m）を新たに設定します。
- ③ 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、2,200ha（約25万5千 m^2 ）の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

4 計画の概要

(1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(ア) 機能類型に応じた管理経営

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。安全で快適な国民生活を確保することを重視し、「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に区分し、森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。



自然維持タイプ

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮します。



快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。



水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。森林の整備に当たっては、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。



太田川森林計画区の機能類型別の森林の面積

区分	山地災害	自然維持	空間利用	快適環境	水源涵養	合計
面積 (ha)	1,869	1,630	3,861	—	6,630	13,990
比率 (%)	13	12	28	—	47	100

(イ) 主要事業

伐採については、主伐で分収林契約に基づく人工林の伐採を含む115ha（約4万8千 m^3 ）、間伐で2,171ha（約25万5千 m^3 ）を計画します。

種 類		第 4 次 計 画	第 3 次 計 画
伐採総量	主 伐	47,614 m^3	2,082 m^3
	間 伐	254,555 m^3	190,188 m^3



主伐指定箇所：ミセン山国有林（広島市）



間伐指定箇所：押手山国有林（広島市）

計画期間における、更新、保育、林道、治山の各事業は下表のとおり計画します。

種 類		第 4 次 計 画	第 3 次 計 画
更新総量	人工造林	92.61ha	7.60ha
	天然更新	—	—
保 育	下 刈	278.50ha	107.86ha
	除 伐	58.42ha	71.81ha
林道事業	開 設	6,000m	3,720m
	改 良	—	47,050m
治山事業	保全施設	29箇所	9箇所
	保安林整備	—	259.31ha

(ウ) 森林の流域管理システムの下での
森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、流域内で優先的に取り組むべき課題を整理し、府県、市町村、地域住民等の要望を踏まえ、以下の取組等について国有林野事業が率先して行う取組内容等を年度毎に定め取り組むこととします。

- ① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
- ② 林業事業者の育成
- ③ 民有林と連携した施業の推進



森林共同施業団地

団地名	民有林	国有林	面積計 (ha)
西牛尾・中尾山	256	213	469
平見谷・鶉木山	659	488	1,147
天徳	407	617	1,024
計	1,322	1,318	2,640



平見谷・鶉木山地域森林共同施業団地：鶉木山国有林（北広島町）

- ④ 森林・林業技術者等の育成
- ⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

保護林

本計画区には、林木遺伝資源保存林等を設定しており、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。

また、宮島国有林にミヤジマトンボの生息地を保護するため、ラムサール条約登録湿地を含めた約1,066haの特定動物生息地保護林を新設します。



宮島特定動物生息地保護林
：宮島国有林（廿日市市）

種類	名称	特徴等	面積 (ha)	備考
林木遺伝資源保存林	恵下谷山林木遺伝資源保存林	天スギ、モミ、ツガ等の天然分布地の林木の遺伝資源の保存	14.32	「森の巨人たち100選」(四本杉)
	黒打山林木遺伝資源保存林	〃	16.73	
植物群落保護林	恵下谷山コウヤマキ植物群落保護林	広島県では希少なコウヤマキ林分の維持と保護	1.49	
	榎平山暖帯落葉樹林植物群落保護林	中国山地の暖帯落葉樹林を代表するミズナラ・コナラ林分の保護	187.86	
	川平山暖帯落葉樹林植物群落保護林	〃	36.25	
特定動物生息地保護林	宮島特定動物生息地保護林	ミヤジマトンボ生息地の保護	1,065.93	

森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止

マツクイムシやカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。
なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに、地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努めます。



カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）：十方山国有林（廿日市市）

巨樹・巨木の保護

巨樹・巨木については、多くの関心が高まっていることから、国民による自主的な保全活動の推進も含め、その適切な保護管理に努めます。

また、当計画区には「森の巨人たち100選」（全国の国有林の巨樹・巨木を対象に林野庁が選定）に選ばれている「四本杉」があり、適切な保護管理に努めます。



四本杉：恵下谷山国有林（広島市）

溪畔保全プロジェクト林

溪畔周辺の生物多様性の保全への取組をより推進するため、モデル的な河川を選定し「溪畔保全プロジェクト林」を設定することとしています。今回の計画において、恵下谷山国有林に既設の保護林と連結させた溪畔林として、上流から下流までの植生の連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めるため、7.53ha(延長にして1,600m)を新たに設定します。



溪畔保全プロジェクト林：恵下谷山国有林（広島市）

(3) 林産物の供給に関する事項

木材の計画的な供給

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。



森林作業道作設により、効率的な間伐に取組
：不明山国有林（広島市）



林業専用道新設箇所
：中ノ甲国有林（安芸太田町）

木の文化を支える森づくり

世界文化遺産などに指定されている歴史的木造建造物の維持・修繕に必要な檜皮の持続的な供給等のため、「檜皮採取対象林」を設定しています。



檜皮採取対象林：宮島国有林（廿日市市）

設定の目的	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
檜皮採取対象林	笹ヶ丸山（広島市） 宮島（廿日市市）	10.33	

(4) 国有林野の活用に関する事項

保健・文化・教育的な活動への利用推進

保健・文化・教育的な活動へ利用を推進するため、自然環境に優れ、森林浴や自然環境、野外スポーツ等に適している国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民の利用に提供します。計画区では、12箇所の「レクリエーションの森」を設定しています。



恐羅漢細見峡自然休養林：横川国有林（安芸太田町）



種 類	名 称	国有林名 (市町村)	面 積 (ha)	既存施設の概要
自然休養林	恐羅漢細見峡 (細見峡地区) 風景ゾーン	細見谷、十方山 (廿日市市)	947.77	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー場 ・スキー場運営事業所 ・レストハウス ・ヒュッテ、トイレ ・倉庫 (民間) ・スキー場 ・林道、標識、遊歩道 (国) ・野営場、遊歩道、トイレ (広島県)
	恐羅漢細見峡 (恐羅漢地区) 風景ゾーン	横 川 (安芸太田町)	34.52	
	恐羅漢細見峡 (細見峡地区) 森林スポーツゾーン	細見谷 (廿日市市)	3.08	
	恐羅漢細見峡 (恐羅漢地区) 野外スポーツゾーン	横 川 (安芸太田町)	93.86	
自然観察教育林	宇品山	宇品山 (広島市)	21.73	・広場、展望所、車道 トイレ、標識 (広島市)
	天徳山	天 徳 (廿日市市)	2.58	
風 景 林	鎌倉寺山	鷹 山 (広島市)	74.05	
	篠ヶ原山	篠ヶ原山 (廿日市市)	8.25	
	似ノ島	似ノ島 (広島市)	80.22	・遊歩道 (国)
	安 佐	荒谷山 (広島市)	108.41	
	宮 島	宮 島 (廿日市市)	1,322.73	・遊歩道、ベンチ (広島県) ・遊歩道、トイレ、標識、 防火水槽 (廿日市市)
	十方山	十方山、横川、下山 (安芸太田町、廿日 市市)	293.92	
	日ノ浦	日ノ浦山 (海田町)	66.14	・遊歩道 (海田町)
	鶉木山	鶉木山 (北広島町)	36.10	
	奥三段峡	中ノ甲 (安芸太田町)	29.20	

注：「既存施設の概要」は整備された代表的な施設の概要で（ ）は管理主体等。

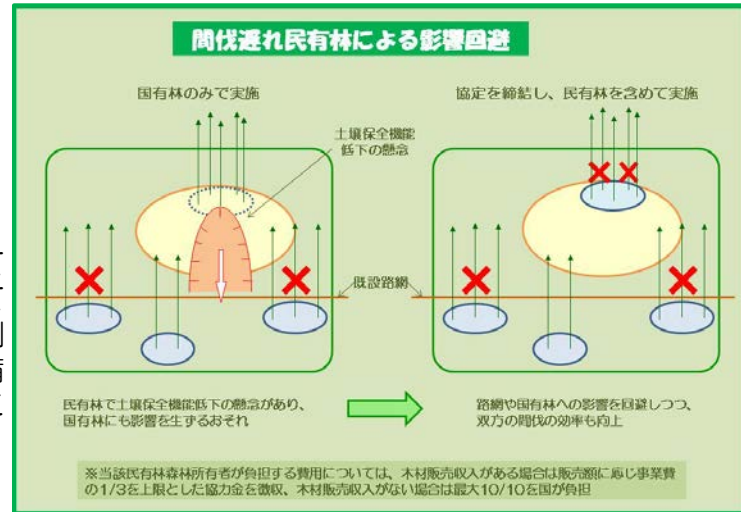
(5) 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

ア 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林野と一体として整備保全を行うことが相当と認められる私有林野の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行います。

イ 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。



(6) 国民の参加による森林整備に関する事項

自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。



協定の目的	名称	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
ふれあいの森	ナイスシックスティーの森	立石山 (広島市)	29.88	
多様な活動の森	久地千年の森	大下 (広島市)	16.93	
多様な活動の森	アース・ミュージアム元宇品	宇品山 (広島市)	19.90	

森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。



幼稚園児への森林教室：（安芸太田町）

【本冊子に関するお問合せ先】

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部 計画課 TEL（代）：050-3160-6700

〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3-2-51

林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署 TEL（代）：050-3160-6145